

村山市農業委員会総会会議録（第7回）

1. 期日 令和6年7月12日（金） 午前10時00分～

2. 会場 第1会議室（市役所2階）

3. 農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿

（1） 農業委員の出席者名簿（16名）

1 番	石川 賢也	10 番	板垣 厚志
2 番	結城 正志	—	—
3 番	阿部 憲一	12 番	奥山 金弥
4 番	佐藤 善洋	—	—
5 番	門脇 忠教	14 番	高橋 昭
6 番	下山 勝宏	15 番	齋藤 伊美子
7 番	川田 雅紀	16 番	石山 公己
8 番	原田 浩明	17 番	笹原 泉
9 番	太田 一男	18 番	青柳 篤

（2） 農業委員の欠席者名簿（2名）

11 番	海老名正度	—	—
13 番	高谷 太	—	—

（3） 農地利用最適化推進委員の出席者名簿（0名）

楯 岡	—	大 倉	—
西 郷	—	大久保	—
富 本	—	戸 沢	—
袖 崎	—	大高根	—

4. 会議日程及び会議に付した案件

議第33号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第34号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（意見聴取）

議第35号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（許可処分）

議第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（意見聴取）

議第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（許可処分）

議第38号 村山市農用地利用集積計画について

5. 報 告

報第21号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第22号 非農地証明願について

報第23号 農地改良届出について

6. 会議案件説明のため出席した者の職氏名

事務局長 三澤 智之

局長補佐兼事業推進係長 鈴木 耕哉

農地農政係長 猪藤 潤

7. 会議の書記

農地農政係長

猪藤 潤

会 議

(1) 開会 午前 10 時 00 分

(2) 開会のあいさつ

議長(青柳 篤)

梅雨に入って毎日雨降っている状況、農地については、もっと前に雨が欲しかったが自然のことなのではない。梅雨明け以降、すいかの収穫作業などが始まると思いますが、今年もいい値段がつくよう、売り上げがあがるようになれば良いかと思います。

須藤前会長、突然お亡くなりになった。農業全般についてご尽力いただき、大変お世話になった。惜しい人を亡くした。ご冥福を祈りたいと思います。

今週から目標地図作成の打合せが始まり、楯岡、西郷地域が終わった。地図作成などはそれなりに進む様子ようだ。今後、各地域において委員の皆さんから声かけなど周知をよろしく願いしたいと思います。それでは、第7回総会を始めます。

(3) 議事録署名委員の選出について

議長(青柳 篤)

議事録署名委員を議長より指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので指名させていただきます。

6 番 下山 勝宏 委員、7 番 川田 雅紀 委員

それでは、議事に入ります。

(4) 協議事項

議長(青柳 篤)

議第 33 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第 3 条の許可申請は 58、59 番の 2 件で、いずれも所有権の移転となります。地目、面積は畑が 2,586 m²になります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書及び農地法第 3 条第 2 項の調査書に基づき、申請番号 58、59 番の案件について、申請土地に係る所有権の移転を詳細に説明した。なお、現地調査(7 月 3 日)を行った結果、農地法第 3 条第 2 項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 33 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 34 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について(意見聴取)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第 4 条の許可申請は、2 番の 1 件で、畑が 500 m²になります。詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号 2 番は、申請者が所有する農地を不足している「資材置場」として整備するため、農地転用をするものです。申請者が役員になっている会社に貸す計画であり、用途は「貸資材置場」となります。なお、既存の資材置場は蟬田川改修工事に伴い、収用される予定です。

農地区分は、水管、ガス管など 2 種類以上が埋設されている道路の沿線の区域であり、おおむね 500 メートル以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設(西郷認定こども園、西郷小、西郷地域市民センター)が存することから「第 3 種農地」に該当しており、立地基準を満たしております。

一般基準の資力につきましては、金融機関の預金通帳の写しで確認しております。

この案件について、7 月 3 日に申請者立ち合いのもとで現地調査を行った結果、排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、2 番の 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 34 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 35 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について(許可処分)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

先ほどの転用議案の意見聴取を受けて、許可権者として許可処分するものです。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、説明を行った。

この案件は、7 月 3 日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、2 番の 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 35 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 36 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(意見聴取)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第 5 条の許可申請は、8 番の 1 件で、畑が 117 m²になります。詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号 8 番は、譲受人が運営する小沼墓地の隣接農地を「墓地」として整備するため、所有権を移転するものです。

農地区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域「第 1 種住居地域」が定められていることから「第 3 種農地」に該当しており、立地基準を満たしております。

一般基準の資力につきましては、金融機関の預金通帳の写しで確認しております。なお、墓地埋葬法に基づく経営許可についても協議済みであることを申し添えます。

この案件について、7 月 3 日に申請者立ち合いのもとで現地調査を行った結果、排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、8 番の 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 36 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 37 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(許可処分)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

先ほどの転用議案の意見聴取を受けて、許可権者として許可処分するものです。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、説明を行った。

この案件は、7 月 3 日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、8 番の 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 37 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 38 号「村山市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の集積計画は、申請番号 333 番から 343 番の 11 件で、申請内容は、所有権移転が 9 件、利用権設定の新規が 2 件となります。議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(鈴木補佐)

議案書に基づき、333 番から 343 番までの所有権移転、利用権設定の新規について、農用地利用集積計画総括表・利用権設定各筆集計表を基に、計画の土地、申請人の状況、計画概要について詳細に説明した。また、今回の申請地は農業振興地域内にある農地であり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨を併せて説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 38 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、5 の報告に入ります。

(5) 報告

議長(青柳 篤)

報告事項の報第 21 号から報第 23 号まで、事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

報告事項、報第 21 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」、報第 22 号「非農地証明願について」、報第 23 号「農地改良届出について」、本文を朗読し説明した。

(説明内容)

農地法第 18 条第 6 項の合意解約は、申請番号 96 番の 1 件です。畑が 3,362 m²となります。解約理由は、借り人の都合によるもので、集積の助成金の返還、離農補償はありません。

非農地証明願については、20 番の 1 件で、台帳地目で田 204 m²、畑 5,764 m²の計 5,968 m²です。申請内容は、20 年以上前から労力不足により農地として利用されず原野化して農地性が失われたものです。7 月 3 日の現地調査により、申請人の申し出のとおり、確認しております。

農地改良は、6、7 番の 2 件で、田が 4,983 m²、畑が 2,251 m²の計 7,234 m²です。申請目的は、いずれも、盛り土により耕作条件を整え畑地として利用するものです。

7 月 3 日に現地調査をした結果、周辺の農地には影響がないことを確認しています。

以上、報第 21 号から報第 23 号まで、報告いたします。

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので、以上で報告事項を終わります。

(6) 閉会

以上をもちまして、議事の議案第 33 号から第 38 号までの 6 件、報告の報第 21 号から第 23 号までの 3 件について、終了します。

終了 午前 10 時 30 分